

1. 料金について（介護報酬告示額）

①従来型介護保険施設サービス費（Ⅰ）【多床室】

基本サービス費 区分	要介護度	単位	地域単価	金額	利用負担額		
					1割	2割	3割
従来型介護保険施設サービス費（Ⅰ） （iii）従来型多床室【基本型】 ※1日あたり	要介護1	793単位	10.45円	8,286円	829円	1,658円	2,486円
	要介護2	843単位		8,809円	881円	1,762円	2,643円
	要介護3	908単位		9,488円	949円	1,898円	2,847円
	要介護4	961単位		10,042円	1,005円	2,009円	3,013円
	要介護5	1,012単位		10,575円	1,058円	2,115円	3,173円
従来型介護保険施設サービス費（Ⅰ） （iv）従来型多床室【在宅強化型】 ※1日あたり	要介護1	871単位		9,101円	911円	1,821円	2,731円
	要介護2	947単位		9,896円	990円	1,980円	2,969円
	要介護3	1,014単位		10,596円	1,060円	2,120円	3,179円
	要介護4	1,072単位		11,202円	1,121円	2,241円	3,361円
	要介護5	1,125単位		11,756円	1,176円	2,352円	3,527円

②従来型介護保険施設サービス費（Ⅰ）【個室】

基本サービス費 区分	要介護度	単位	地域単価	金額	利用負担額		
					1割	2割	3割
従来型介護保険施設サービス費（Ⅰ） （i）従来型個室【基本型】 ※1日あたり	要介護1	717単位	10.45円	7,492円	750円	1,499円	2,248円
	要介護2	763単位		7,973円	798円	1,595円	2,392円
	要介護3	828単位		8,652円	866円	1,731円	2,596円
	要介護4	883単位		9,227円	923円	1,846円	2,769円
	要介護5	932単位		9,739円	974円	1,948円	2,922円
従来型介護保険施設サービス費（Ⅰ） （ii）従来型個室【在宅強化型】 ※1日あたり	要介護1	788単位		8,234円	824円	1,647円	2,471円
	要介護2	863単位		9,018円	902円	1,804円	2,706円
	要介護3	928単位		9,697円	970円	1,940円	2,910円
	要介護4	985単位		10,293円	1,030円	2,059円	3,088円
	要介護5	1,040単位		10,868円	1,087円	2,174円	3,261円

③加算項目一覧

サービス内容	単位		地域単価	金額	利用負担額		
					1割	2割	3割
夜勤職員配置加算	1日につき	24単位	10.45円	250円	25円	50円	75円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	1日につき	51単位		532円	54円	107円	160円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	1日につき	51単位		532円	54円	107円	160円
短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	1回	258単位		2,696円	270円	540円	809円
短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	1回	200単位		2,090円	209円	418円	627円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	1回	240単位		2,508円	251円	502円	753円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	1回	120単位		1,254円	126円	251円	377円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日につき	3単位		31円	4円	7円	10円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1日につき	4単位		41円	5円	9円	13円
認知症ケア加算	1日につき	76単位		794円	80円	159円	239円
認知症ケアチーム推進加算（Ⅰ）	月1回	150単位		1,567円	157円	314円	471円
認知症ケアチーム推進加算（Ⅱ）	月1回	120単位		1,254円	126円	251円	377円
若年性認知症入所者受入加算	1日につき	120単位		1,254円	126円	251円	377円
認知症行動・心理症状緊急対応加算 ※入所日から7日を限度とする	1日につき	200単位		2,090円	209円	418円	627円
認知症情報提供加算	1回限り	350単位		3,657円	366円	732円	1,098円
療養食加算（経管栄養者含む） 1日3回が限度	1食につき	6単位		62円	7円	13円	19円

経口移行加算（経管栄養者） 1人/180日以内の期間に限り	1日につき	28単位	10.45円	292円	30円	59円	88円
経口維持加算（Ⅰ）	月1回	400単位		4,180円	418円	836円	1,254円
経口維持加算（Ⅱ）	月1回	100単位		1,045円	105円	209円	314円
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	月1回	90単位		940円	94円	188円	282円
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	月1回	110単位		1,149円	115円	230円	345円
外泊時費用（月6日限度）	1日につき	362単位		3,782円	379円	757円	1,135円
外泊時費用（月6日限度） 在宅サービス利用する場合	1日につき	800単位		8,360円	836円	1,672円	2,508円
初期加算（Ⅰ）	1日につき	60単位		627円	63円	126円	189円
初期加算（Ⅱ）	1日につき	30単位		313円	32円	63円	94円
再入所時栄養連携加算	1回限り	200単位		2,090円	209円	418円	627円
退所時栄養情報連携加算	1回限り	70単位		731円	74円	147円	220円
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	1回限り	450単位		4,702円	471円	941円	1,411円
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	1回限り	480単位		5,016円	502円	1,004円	1,505円
試行的退所時指導加算	1回限り	400単位		4,180円	418円	836円	1,254円
退所時情報提供加算（Ⅰ）	1回限り	500単位		5,225円	523円	1,045円	1,568円
退所時情報提供加算（Ⅱ）	1回限り	250単位		2,612円	262円	523円	784円
入退所前連携加算（Ⅰ）	1回限り	600単位		6,270円	627円	1,254円	1,881円
入退所前連携加算（Ⅱ）	1回限り	400単位		4,180円	418円	836円	1,254円
訪問看護指示加算	1回限り	300単位		3,135円	314円	627円	941円
栄養マネジメント強化加算	1日につき	11単位		114円	12円	23円	35円
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ	1回限り	140単位		1,463円	147円	293円	439円
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ	1回限り	70単位		731円	74円	147円	220円
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	1回限り	240単位		2,508円	251円	502円	753円
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	1回限り	100単位		1,045円	105円	209円	314円
緊急時治療管理（1月に3回まで）	1日につき	518単位		5,413円	542円	1,083円	1,624円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	月1回	10単位		104円	11円	21円	32円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	月1回	5単位		52円	6円	11円	16円
協力医療機関連携加算（1）	月1回	50単位		522円	53円	105円	157円
協力医療機関連携加算（2）	月1回	5単位		52円	6円	11円	16円
新興感染症等施設療養費	1日につき	240単位		2,508円	251円	502円	753円
所定疾患施設療養費（Ⅰ） 月に1回7日まで	1日につき	239単位		2,497円	250円	500円	750円
所定疾患施設療養費（Ⅱ） 月に1回10日まで	1日につき	480単位		5,016円	502円	1,004円	1,505円
地域連携診療計画情報提供加算	1回限り	300単位		3,135円	314円	627円	941円
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）	月1回	53単位		553円	56円	111円	166円
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）	月1回	33単位		344円	35円	69円	104円
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	月1回	3単位		31円	4円	7円	10円
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	月1回	13単位		135円	14円	27円	41円
排せつ支援加算（Ⅰ）	月1回	10単位		104円	11円	21円	32円
排せつ支援加算（Ⅱ）	月1回	15単位		156円	16円	32円	47円
排せつ支援加算（Ⅲ）	月1回	20単位		209円	21円	42円	63円
自立支援促進加算	月1回	300単位		3,135円	314円	627円	941円
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	月1回	40単位		418円	42円	84円	126円
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	月1回	60単位		627円	63円	126円	189円
安全対策体制加算	1回限り	20単位		209円	21円	42円	63円
ターミナルケア加算（死亡日）	1回限り	1,900単位		19,855円	1,986円	3,971円	5,957円

ターミナルケア加算（2～3日前）	1日につき	910単位	10.45円	9,509円	951円	1,902円	2,853円
ターミナルケア加算（4～30日前）	1日につき	160単位		1,672円	168円	335円	502円
ターミナルケア加算（31～45日前）	1日につき	72単位		752円	76円	151円	226円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	1月につき	100単位		1,045円	105円	209円	314円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1月につき	10単位		104円	11円	21円	32円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日につき	22単位		229円	23円	46円	69円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日につき	18単位		188円	19円	38円	57円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日につき	6単位		62円	7円	13円	19円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき	所定単位数の 39/1000		所定単位数により変動します			
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき	所定単位数の 29/1000		所定単位数により変動します			
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき	所定単位数の 21/1000		所定単位数により変動します			
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき	所定単位数の 17/1000		所定単位数により変動します			
介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき	所定単位数の 8/1000		所定単位数により変動します			

※加算項目により、全員の方を対象にする項目と該当者のみの項目があります。

※1ヵ月（30日）の利用料金は、各単位数の合計に地域単価（10.45）を乗じた介護報酬の1割・2割もしくは3割のご負担となります。

○夜勤職員配置加算

入所者数に対し、夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が20：1以上、かつ41：2を超えている場合に算定されます。

○在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）（Ⅱ）

厚生労働大臣が定める基準（在宅復帰・在宅療養支援等指標の点数）が40点以上で（Ⅰ）、70点以上で（Ⅱ）が算定されます。

○短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）

入所日から3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合、また、入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、厚生労働省へ情報を提出し、計画書の見直しを行った場合に算定されます。

※過去三ヶ月間に介護老人保健施設へ入所していないことを条件に実施することができます。

○短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）

入所日から3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合に算定されます。

※過去三ヶ月間に介護老人保健施設へ入所していないことを条件に実施することができます。

○認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）

リハビリテーションを行う職員が適切に配置されており、入所者が退所後に生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、把握した生活環境を踏まえ、リハビリテーション計画書を作成している場合に算定されます。

※過去三ヶ月間に

同加算を算定されていないことを条件に実施することができます。

○認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）

入所日から3月以内の期間に、医師が対象と判断した利用者に対し、記憶の訓練、日常生活活動の訓練等を組み合わせたリハビリテーションを週3日限度として、実施した場合に算定されます。

※過去三ヶ月間に同加算を算定されていないことを条件に実施することができます。

○認知症ケア加算

認知症により日常生活に支障のあるおそれのある症状・行動があり、介護を要する場合に算定されます。

○認知症チームケア推進加算（Ⅰ）

入所者のうち、日常生活に対する注意を必要とする者が2分の1以上おり、行動・心理症状の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するため、専門的な研修を終了している者を配置し、平時からチームケアで計画的にケアプログラムを実践した場合に算定されます。

○認知症チームケア推進加算（Ⅱ）

認知症介護の専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなるチームを組み、認知症の行動・心理に対応している場合に算定されます。

○若年性認知症入所者受入加算

若年性認知症の診断を受けられている場合に算定されます。

○認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師が認知症の行動・心理症状を認め、在宅での生活が困難と判断し、緊急に入所となった場合に算定されます。

○認知症情報提供加算

認知症の原因疾患に関する確定診断を受けておらず、認知症の恐れがあると医師が判断し、紹介状を作成の上、受診していただいた場合に算定されます。

○療養食加算（経管栄養者含む）

医師の発行する食事箋に基づき、療養食を提供した場合に加算されます。
○経口移行加算（経管栄養者） 1人/180日以内の期間に限り ※継続して必要と医師が認める場合は延期あり
医師の指示に基づき、多職種が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成し、当該計画に従い、要件を満たす多職種による支援が行われた場合に算定されます。
○経口維持加算（Ⅰ）
摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、歯科医師の指示に基づき多職種が共同して経口維持計画を作成し、経口摂取を維持するための栄養管理を行っている場合に算定されます。
○経口維持加算（Ⅱ）
上記の経口維持加算（Ⅰ）に加え、協力歯科医療機関を定めた上で、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための会議等に、医師（配置医師を除く）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に算定されます。
○口腔衛生管理加算（Ⅰ）
歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し、口腔ケアを月2回実施し、介護職員に対し具体的な技術的助言及び指導を行った場合に算定されます。
○口腔衛生管理加算（Ⅱ）
上記の口腔衛生管理加算（Ⅰ）に加え、口腔衛生等の管理に係る内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理に有効な情報を活用した場合に算定されます。
○外泊時費用
入所者に対して居宅における外泊を認めた場合に算定されます。
○外泊時費用（在宅サービスを利用する場合）
居宅に退所が見込まれる入所者であって、試行的に退所して当施設が居宅サービスを提供する場合に算定されます。
○初期加算（Ⅰ）
当施設の空床情報を地域の医療機関と定期的に情報共有し、入院後30日以内に退院した方を受入れした場合に算定されます。
○初期加算（Ⅱ）
介護老人保健施設に過去三ヶ月間入所したことがない場合に算定されます。
○再入所時栄養連携加算
当施設から病院に入院し、以前利用されていた際とは大きく異なり、当施設管理栄養士が病院に訪問の上、病院の管理栄養士と連携して再入所時に栄養ケア計画書を作成した場合に算定されます。
○退所時栄養情報連携加算
低栄養状態にあると医師が判断した入所者が退所する際、退所先に対して、栄養管理に関する情報を提供した場合に算定されます。
○認知症専門ケア加算（Ⅰ）
認知症自立度Ⅲ以上の入所者の割合が50%以上の施設において、認知症介護実践リーダー研修修了者を、認知症自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1人以上、20人以上の場合は10人ごとに1人以上配置しており、認知症に関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している場合、算定されます。
○認知症専門ケア加算（Ⅱ）
（Ⅰ）を満たし、専門的研修を修了している者を10以上配置し、事業所または施設全体の認知症ケアの指導を実施。介護・看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成、計画に従い、研修を実施または実施を予定すれば算定されます。
○入所前後訪問指導加算（Ⅰ）
入所前30日以内または入所後7日以内に退所後生活する居宅を訪問し、在宅復帰に向けた施設サービス計画書を作成した場合に算定されます。
○入所前後訪問指導加算（Ⅱ）
上記の入所前後訪問指導加算（Ⅰ）に加え、生活機能の具体的な改善目標を定めると共に、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に算定されます。
○試行的退所時指導加算
試行的に対処する場合において療養上の指導を行った場合に算定されます。
○退所時情報提供加算
居宅に退所後の主治医に対して、診療状況を示す文章を添えて紹介を行った場合に算定されます。
○入退所前連携加算（Ⅱ）
入所1か月を超え、居宅に退所される前に居宅介護支援事業者と連携し、情報提供とサービス調整を行った場合に算定されます。
○入退所前連携加算（Ⅰ）
上記の入退所前連携加算（Ⅱ）に加え、入所予定前30日以内又は入所後30日以内に、退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合に算定されます。
○訪問看護指示加算

退所時に、当施設の医師が作成した訪問看護指示書を交付した場合に算定されます。
○栄養マネジメント強化加算 管理栄養士を入所者50名に対し1名以上配置し、食事の観察を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理を有効的に実施するために、必要な情報を活用している場合に算定されます。
○協力医療機関連携加算（１） 相談・診療体制を常時確保し、緊急時入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関の場合に算定されます。
○協力医療機関連携加算（２） （１）以外の協力医療機関との間で、利用者の同意を得て病歴等の情報を共有する会議を定期的に行う場合に算定されます。
○新興感染症等施設療養費 厚生労働大臣が定める感染症に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った場合に算定されます。
○高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保する。協力医療機関との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し、適切に対応。診療報酬の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関または地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修または訓練に1年に1回以上参加している場合に算定されます。
○高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 診療報酬の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を3年に1回以上受けている場合に算定されます。
○所定疾患施設療養費（Ⅰ） 肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪により治療が必要となった場合に、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定されます。
○所定疾患施設療養費（Ⅱ） 上記の所定疾患施設療養費（Ⅰ）に加え、当施設医師が専門的な研修を受講している場合に算定されます。
○地域連携診療計画情報提供加算 入院されていた保健医療機関が作成した診療計画に基づき、入所者の治療を行い、その治療に関する情報提供を退院した病院へ文章にて提出した場合に算定されます。
○リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ） リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）、口腔衛生管理加算（Ⅱ）、栄養マネジメント強化加算、関係職種が口腔の健康状態や栄養状態の情報を共有している場合に算定されます。
○リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ） 入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定されます。
○褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） 褥瘡の発生リスクについて評価し、褥瘡ケア計画を作成すると共に、その結果等を厚生労働省に提出した場合に算定されます。
○褥瘡マネジメント加算（Ⅱ） 上記の褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）に加え、褥瘡発生リスクがある入所者について褥瘡の発生がない場合に算定されます。
○排せつ支援加算（Ⅰ） 排せつに介護を要する原因を分析し、支援計画を作成し、支援を継続すると共にその結果等を厚生労働省に提出した場合に算定されます。
○排せつ支援加算（Ⅱ） 上記の排せつ支援加算（Ⅰ）に加え、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善すると共に、いずれにも悪化がない又はおむつの使用なしに改善している場合に算定されます。
○自立支援促進加算 当施設の医師が自立支援のために必要な医学的評価を行い、支援計画等の策定に参加しており、その医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定されます。
○科学的介護推進体制加算（Ⅰ） 入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に算定されます。
○安全対策体制加算 組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、入所時に1度に限り算定されます。
○ターミナルケア加算（死亡日） 医師により看取り状態と診断され、お亡くなりになられる当日に算定されます。
○ターミナルケア加算（２～３日前）

医師により看取り状態と診断され、お亡くなりになられる前日、前々日の間に算定されます。
○ターミナルケア加算（４～３０日前）
医師により看取り状態と診断され、お亡くなりになられる４～３０日の間に算定されます。
○ターミナルケア加算（３１～４５日前）
医師により看取り状態と診断され、お亡くなりになられる３１～４５日の間に算定されます。
○サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
介護職員のうち、介護福祉士の割合が８０％以上配置されている場合に算定されます。
○サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
介護職員のうち、介護福祉士の割合が６０％以上配置されている場合に算定されます。
○介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）
１か月の基本単位数と加算単位数の合計に対して７．５％が月末締めで算定されます。

2. その他利用料

①食費・居住費の自己負担額

介護保険 負担限度段階		第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
食費	1日	1,450円	1,360円	650円	390円	300円
	30日	43,500円	40,800円	19,500円	11,700円	9,000円
居住費 【従来型個室】	1日	1,670円	1,370円	1,370円	550円	550円
	30日	50,100円	41,100円	41,100円	16,500円	16,500円
居住費 【多床室】	1日	660円	430円	430円	430円	0円
	30日	19,800円	12,900円	12,900円	12,900円	0円

※居住費については外泊中、居室確保のためご負担いただきます。

(税込：税率10%)

項目	金額	単位	内容の説明
特別な室料	2,200円	1日	
おやつ代	110円	1食	ご利用者様の希望により、おやつを提供した場合。
注入食（非課税）	500円	1食	何らかの理由で機能障害を起こして口から物を食べられなくなった場合の注入食の費用
行事参加費	実費	1回	行事に参加され、別途費用（材料費や交通費）が発生した場合。
日用品費	132円	1日	日常生活上で使用する日用品にかかる費用
教養娯楽費	154円	1日	クラブ活動・レクリエーションで使用する材料費
私物衣類洗濯代	実費		施設で契約している洗濯業者をご利用いただいた場合の費用
電気代	55円	1品/1日	個人的に、電気毛布（敷布）・テレビ・加湿器・充電器等をお部屋に持ち込まれた場合の費用
理美容費	実費	1回	施設で契約している訪問理美容をご利用いただいた場合の費用
特別な食事費	実費	1食	お正月のおせち料理等、行事食を提供した場合の費用
死亡後処置費用	16,500円	1回	死亡後の処置を依頼された場合の費用
死亡診断書料	6,600円	1回	死亡診断書を発行した場合の費用
諸証明書発行手数料	1,650円	1件	在施設証明書、領収証明書を発行した場合
生命保険・簡易保険等証明書	5,500円	1件	生命保険・簡易保険等に係る証明書等を発行した場合
複写代	22円	1枚	利用者様の個人的な希望により、職員が施設のコピー機で複写をした場合の費用
行政手続代行費用	実費	1回	手続きに要した手数料及び交通費（施設から手続き場所の間）が発生した場合の費用
その他利用者個人に関わる費用	実費		その他、個人的な希望により提供した品やサービスにかかる費用

3. 支払い方法

施設より、翌月の15日までに、請求書を送付します。

原則、引落としでのお支払いをお願いしております。（月途中の入退所の場合、日額計算となります。）

また、引落としの他に口座振り込みでもお支払い頂けます。

①自動引き落とし

別紙「預金口座振替依頼書」でご依頼いただくことにより、引き落としを行うことができます。

引き落とし日は翌月27日（27日が土・日・祝祭日の場合はその前営業日）です。

②振り込み

翌月の27日（27日が土・日・祝祭日の場合はその前営業日）までに下記の口座にお振り込みください。

銀行名	京都銀行
店番	101
支店名	本店営業部
口座番号	普通預金 5307621
口座名義	医療法人社団 洛和会 理事長 矢野裕典

